

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2023 年 6 月 26 日	
富山市長	殿
提出者	
住 所 富山市会海岸通3番地	
氏 名 三菱ケミカル株式会社富山事業所	
事業所長 久保田 喜文	
電話番号 076-437-1510	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三菱ケミカル株式会社富山事業所
事業場の所在地	富山市海岸通3番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	製造業 化学工業
② 事業の規模	出荷額156億円
③ 従業員数	472名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙(処理工程)のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙記載の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙1のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙1のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 物質ごとに分別を行い、適正処理を実施
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 物質ごとに分別を行い、適正処理を実施

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 実績なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 計画なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

実績なし

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】 計画なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項		実績なし	
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 計画なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項		別紙2のとおり	
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

(第5面)

②計画	【目標】 別紙2のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度(令和4年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	32.8	t
	(今後実施する予定の取組等) ・ J W N E T を 継 続 使 用 す る		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 32.9 t									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	燃え殻有害	PCB汚染物	感染性廃棄物	廃石綿等	有害廃油	有害汚泥
	排出量 t	12.2	10.0	9.9	0.8	0.1	0.0		0.0	0.0
	<ul style="list-style-type: none"> 各工場ごとの排出量を毎月の安全衛生委員会で事業所内に周知。排出量の可視化により排出抑制を意識付け。 廃棄物担当者会議（2回/年）を開催し、教育を実施。 排出抑制について課内教育を実施。 安定運転継続による製品ロス削減。 事業所ゼロエミッション目標の達成と埋立て量の削減を継続（2022年度ゼロエミッション目標0.2%→実績0.002%達成） 									
②計画	【目標】 36.9 t									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	燃え殻有害	PCB汚染物	感染性廃棄物	廃石綿等	有害廃油	有害汚泥
	排出量 t	13.2	10.9	10.7	0.8	0.1	0.0	1.0	0.0	0.0
	<ul style="list-style-type: none"> （今後実施する予定の取組） 各工場ごとの排出量を毎月の安全衛生委員会で事業所内に周知。排出量の可視化により排出抑制を意識付け。 廃棄物担当者会議（2回/年）を開催し、特別管理産業廃棄物排出抑制の意識付け教育を実施。 排出抑制について課内教育を実施。 安定運転継続による製品ロス削減。 事業所ゼロエミッション目標の達成と埋立て量の削減を継続（ゼロエミッション目標0.2%だが2022年度実績0.002%相当に努める） 									

別紙2

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 32.9 t									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	燃え殻有害	PCB汚染物	感染性廃棄物	廃石綿等	有害廃油	有害汚泥
	全処理委託量 t	12.2	10.0	9.9	0.8	0.1	0.0		0.0	0.0
	優良認定処理業者への処理委託量	12.2	10.0	9.9	0.8	0.1	0.0		0.0	0.0
	再生利用業者への処理委託量	5.4	0.1	0.1	0.8					
	認定熱回収業者への処理委託量	6.3	1.7	0.0			0.0			0.0
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.4	0.2						0.0	
<ul style="list-style-type: none"> （これまでに実施した取組） 定期的な現地確認（処理状況、維持管理状況、周辺状況等）の実施による委託先の適正処理状況の把握と指導。 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の廃掃法違反を防ぐ独自のシステムを使用し、管理を徹底する。 再資源化の推進に向けた最適な委託先の調査探索を実施し、事業所ゼロエミッション目標の達成と埋立量の削減を継続。 										
②計画	【目標】 36.9 t									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	燃え殻有害	PCB汚染物	感染性廃棄物	廃石綿等	有害廃油	有害汚泥
	全処理委託量 t	13.2	10.9	10.7	0.8	0.1	0.0	1.0	0.0	0.0
	優良認定処理業者への処理委託量	13.2	10.9	10.7	0.8	0.1	0.0		0.0	0.0
	再生利用業者への処理委託量	5.9	0.1	0.1	0.8					
	認定熱回収業者への処理委託量	6.8	1.9	0.0			0.0			0.0
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.4	0.2						0.0	
<ul style="list-style-type: none"> （今後実施する予定の取組） 定期的な現地確認（処理状況、維持管理状況、周辺状況等）の実施による委託先の適正処理状況の把握と指導。 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の廃掃法違反を防ぐ独自のシステムを使用し、管理を徹底する。 再資源化の推進に向けた最適な委託先の調査探索を実施し、事業所ゼロエミッション目標の達成と埋立量の削減を継続。 										

廃棄物処理に係る管理体制

三菱ケミカル(株)富山事業所では、レスポンシブルケアのひとつである環境保全推進のために、環境管理システム（ISO14001）認証取得し、その活動のひとつとして、外部処分量の削減に加え、廃棄物発生原単位の削減の目標を定め継続的改善を積極的に行っている。

	廃棄物担当	環境安全・品質保証部 環境・安全G
役割	環境安全・品質保証部	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、減量化、循環利用(再使用・再生利用・熱回収)、適正処理の推進、計画的な廃棄物の権利運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長－事業所長 ・委員－関連部署製造部長等 ・事務局－環境安全部
	廃棄物部会	○廃棄物処理方針の策定
	産業廃棄物管理部門	○廃棄物処理計画の作成
		○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
		○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理
		○工場の廃棄物管理規定の策定・改廃
		○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
		○産業廃棄物管理票の管理
		○特別管理産業廃棄物管理責任者等の設置
		○監督官庁への各種報告
○社員、関連会社に対する教育、啓発		
○その他関係する事項		

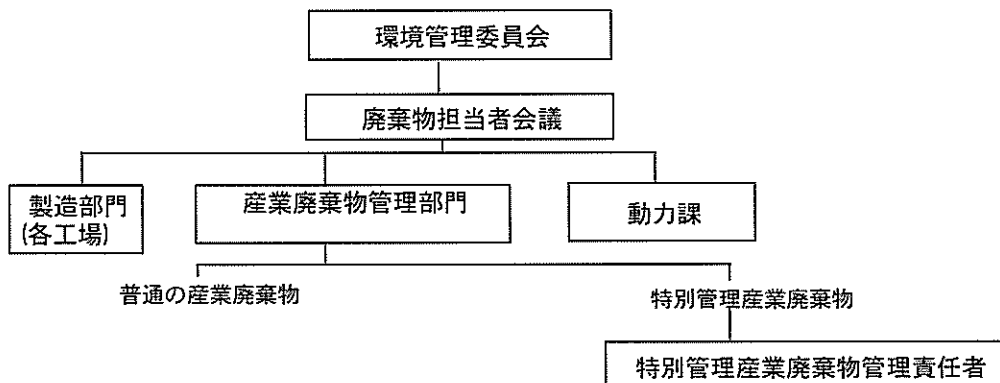


図1 アセテート製造部(アセテート繊維製造工程)

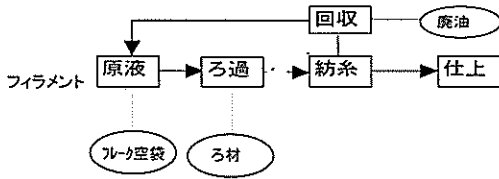


図2 樹脂製造部(アクリル樹脂製造工程)

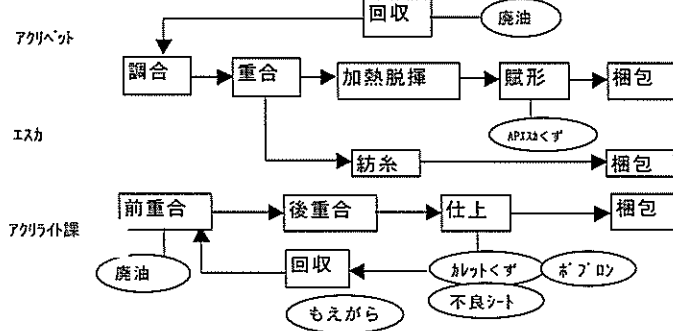


図3 動力線

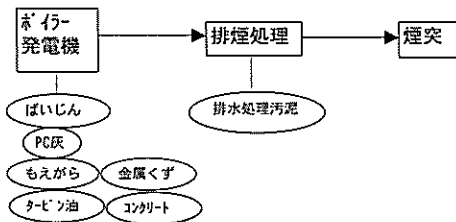


図4 温水、蒸気ボイラー



図5 排水処理場

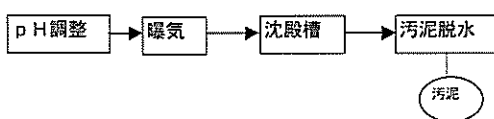


図5 機能ポリマー

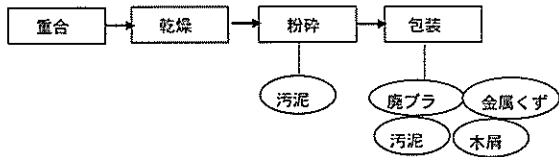


図6 その他

